

やまなし子育て支援プラン後期計画
(検討案)

児童家庭課

はじめに

1 計画策定の趣旨

平成元年の合計特殊出生率が、「ひのえうま」という特殊要因により、それまで過去最低であった昭和41年の1.58を下回った、いわゆる「1.57ショック」を契機に、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての取組が始まりました。

平成6年、国が「エンゼルプラン」を策定したことを受け、本県においても平成9年3月に児童育成計画「やまなしエンゼルプラン」を策定し、取組を進めてきましたが、少子化の流れに歯止めをかけられませんでした。

このため、「仕事と子育ての両立（いわゆる保育サービスの充実）」が中心であった従来の取組に加え、男性も含めた働き方の見直しや地域における子育て支援などの対策を推進し、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、国において平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、同法第9条の規定に基づいて、本県においても平成17年2月に「やまなし子育て支援プラン」を策定し子育て支援施策を計画的に推進してきました。

しかし、県・市町村・企業の子育て支援の取組にもかかわらず、依然として出生児数が減少するとともに、合計特殊出生率も横這いの状況となっており、少子化が食い止められない状況となっています。

このような状況を踏まえ、「やまなし子育て支援プラン」の内容等について見直しを行い、少子化対策の拡充、強化を図るため、「やまなし子育て支援プラン後期計画」を策定しました。

2 計画の性格

この計画は、本県の県政運営の基本指針である「チャレンジ山梨行動計画」に基づくとともに、子育て支援のための具体的な施策の方向を示した、次世代育成支援対策推進法第9条の規定に基づく法定計画です。

3 計画の構成と期間

この計画は、「総論」、「各論」、「重点プロジェクト」の3つの章で構成しています。

総論では、少子化の動向、子育てを取り巻く環境や前期計画の検証を踏まえ、次世代育成支援のための基本理念と基本方針を示しています。

各論では、施策を7つの体系に区分し、現状と課題、施策の方向とともに、取り組むべき具体的な施策と実施年度及び数値目標を示しています。

重点プロジェクトでは、計画期間中に重点的に本県独自の取組を進める施策・事業群を示しています。

また、この計画の期間は、平成22年度を初年度、平成26年度を目標年度とした5か年となっています。

4 計画の進行管理

この計画をより実効性のあるものとするため、施策・事業については、適切な進行管理を行い、次世代育成支援対策法に基づき毎年度実施状況を公表します。

また、子育て支援サービスについては、利用者の視点に立った指標等により、点検・評価を実施することにより、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルを確立し実効性の確保を図ります。

5 計画の推進体制

この計画の施策・事業は、県関係部局で構成する山梨県少子化対策推進本部を中心として全庁的に推進します。

また、企業や子育て支援団体、関係行政機関等で構成する「やまなし子育て支援プラン推進協議会」において、計画の施策・事業の実施に関して意見を聴くなど、計画の着実な推進を図っていきます。

第1章 総論

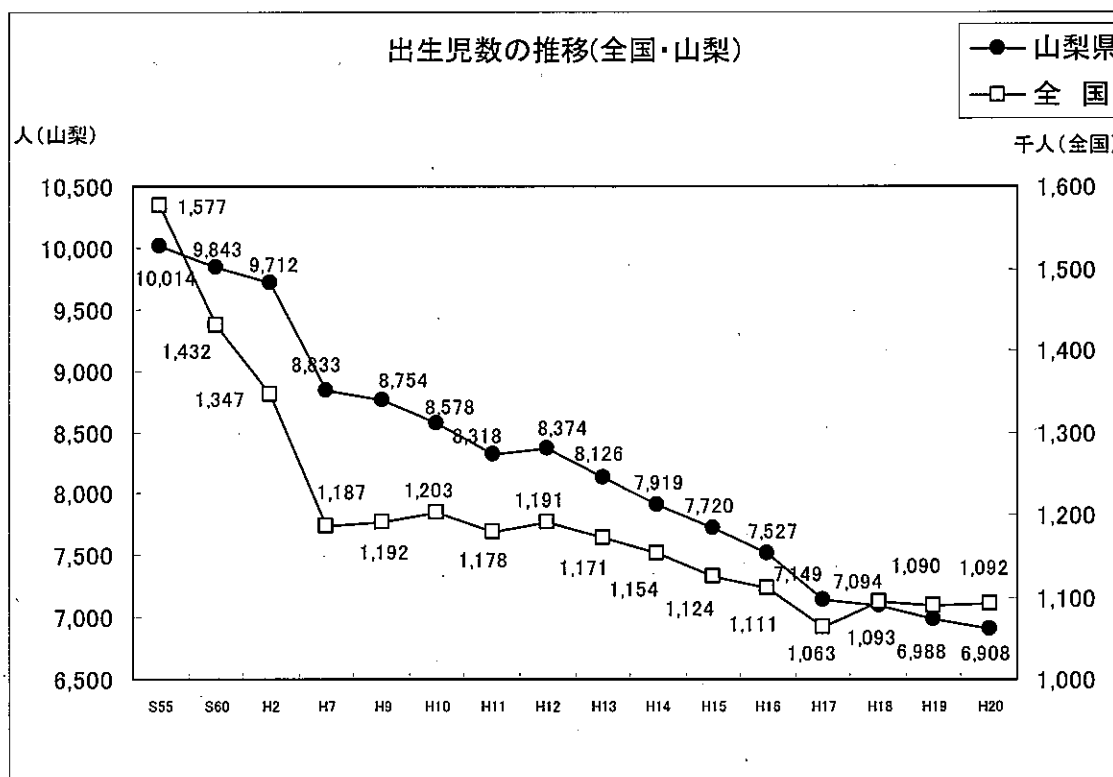
第1節 子育て環境の変化

(1) 少子化の動向

○出生児数と出生率

・ 全国の出生児数は、平成17年に1,062,530人と大きく減少しましたが、平成18年、1,092,674人に増加してからは、平成20年、1,091,150人と年間約109万人で推移しています。

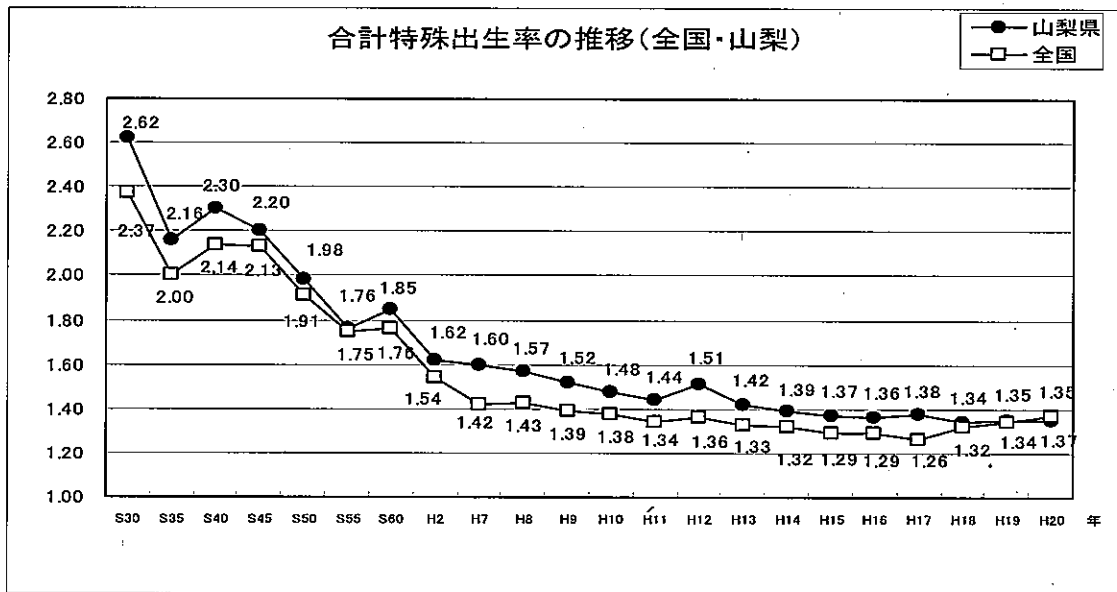
それに対して、本県の出生児数は、平成17年に7,149人と大きく減少した後も、減少傾向が続き、平成20年は6,908人となっています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

・ 全国の合計特殊出生率は、平成17年に1.26と大きく低下しましたが、平成18年に6年ぶりに上昇してからは3年連続で上昇し、平成20年は1.37でした。

それに対して、本県の合計特殊出生率は、平成12年、平成17年と前年を上回った年もありましたが、横這い・減少傾向が続いており、平成20年は1.35と初めて全国を下回りました。



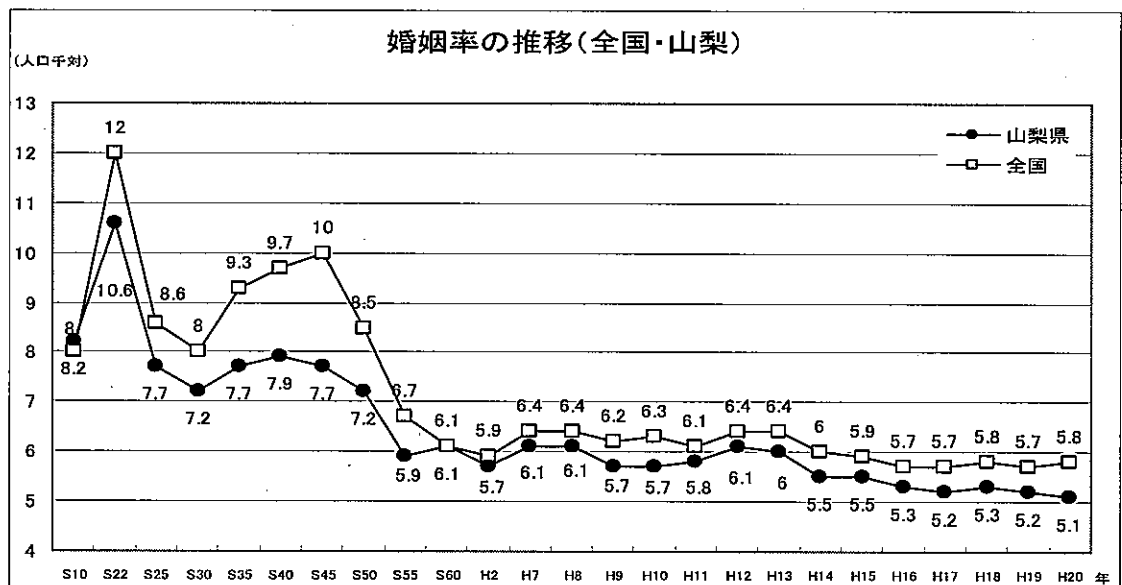
資料：厚生労働省「人口動態統計」

○婚姻率の低下

平成20年の全国における婚姻率は、人口千人に対して5.8と平成16年から、ほぼ横這いの状況となっています。

それに対して、平成20年の本県における婚姻率は、人口千人に対して5.1となり、急激な落ち込みではないものの、過去最低となりました。

「必要性を感じない」「自由や気楽さを失いたくない」等を理由として、「結婚するつもりがない」と答える人の増加を背景に、婚姻率が低下しており、少子化の要因の一つとなっています。



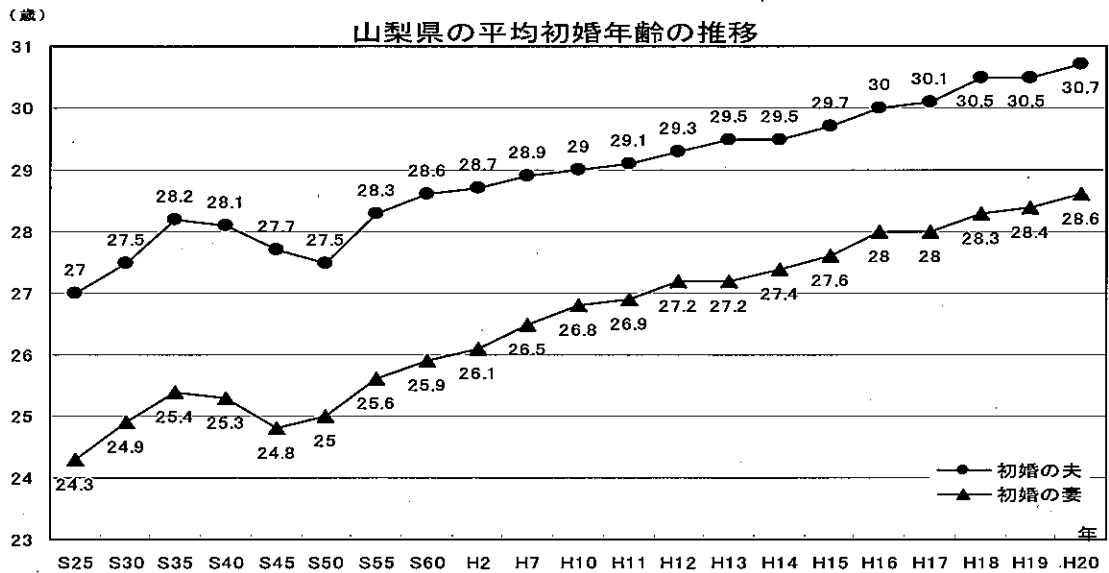
資料：厚生労働省「人口動態統計」

○晩婚化の進行

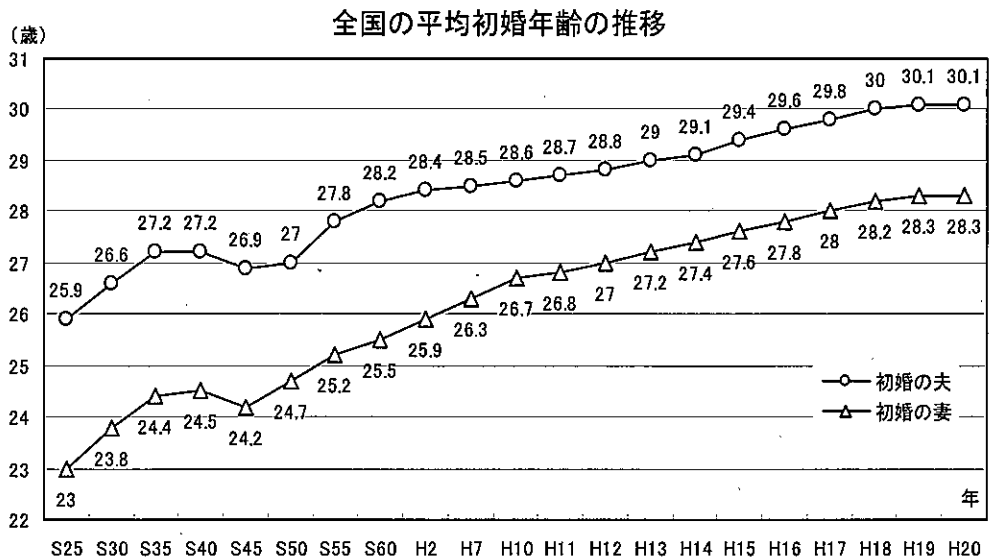
本県の平均初婚年齢は、男女ともに年々上昇しており、平成20年において男性は30.7歳、女性は28.6歳となっています。

平成20年の全国における平均初婚年齢である男性30.1歳、女性28.3歳と比較しても、男性0.6ポイント、女性0.3ポイント、本県の方が高くなっています。

仕事を持つ女性が増えて女性の経済力が向上したことや独身生活の方が自由だという理由から晩婚化が進行しており、少子化の要因の一つとなっています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

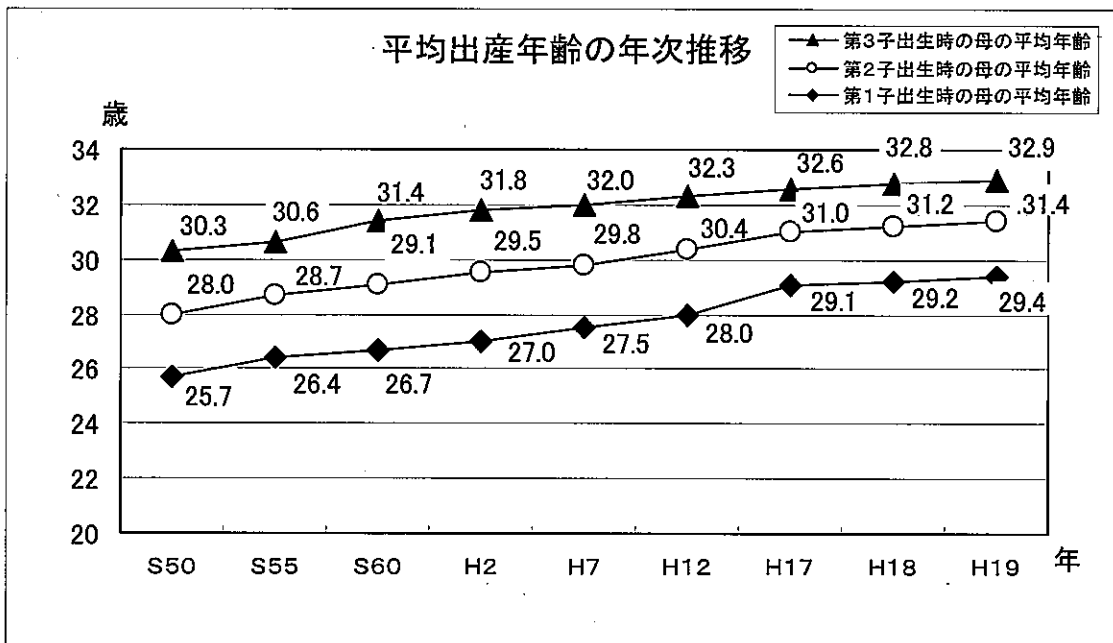


資料：厚生労働省「人口動態統計」

○平均出産年齢の上昇等

全国の平均出産時年齢は、平成12年には第1子が28.0歳であったものが、平成19年には29.4歳と1.4歳、第2子が30.4歳であったものが31.4歳と1.0歳、第3子が32.3歳であったものが32.9歳と0.6歳上昇しています。

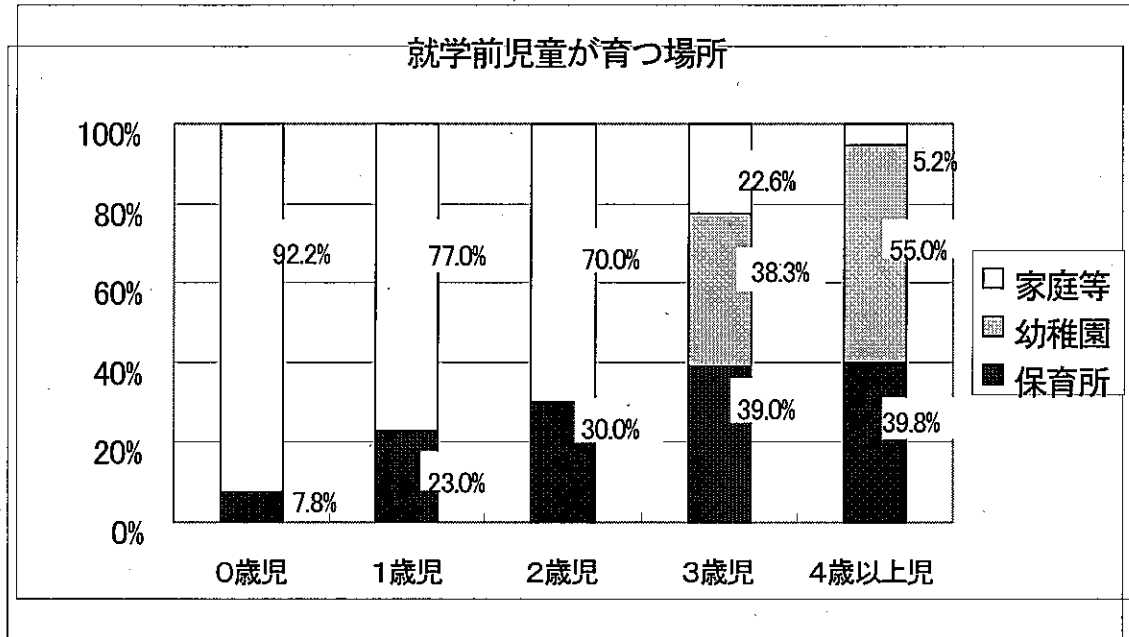
晩婚化の進行により、平均出産時年齢が上昇するとともに、出産間隔が短くなってきており、乳幼児の子育て中に第2子以降を出産するケースが増えるので、安心して出産できるよう、子育て中の乳幼児の保育を支援する体制の整備が重要です。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

○就学前児童が育つ場所

平成19年の全国において就学前児童が日中育てられている場所を年齢別に見ると、3歳児の約80%、4歳以上児の約95%が、保育所又は幼稚園に入所しているのに比べ、3歳未満児で保育所に入所している割合は、0歳児7.8%、1歳児23.0%、2歳児30.0%となっており、3歳未満児への保育サービスの充実や3歳未満児を育てている家庭に対する支援が必要となっています。



資料：厚生労働省作成資料

就学前児童数：平成18年人口推計年報(H18.10.1現在)

幼稚園就園児童数：学校基本調査(速報)(H19.5.1現在)

保育所利用児童数：福祉行政報告例(概数)(H19.4.1現在)

(2) 前期計画からの子育てを取り巻く環境の変化

○国の動向

「やまなし子育て支援プラン」を策定した平成17年2月以降、国の少子化社会対策会議等により、次のような決定等がされました。

- 平成18年6月、少子化社会対策会議において、「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進に加え、妊娠・出産から高校・大学生になるまで子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策や働き方の改革、社会の意識改革のための国民運動等の推進に重点をおいた「新しい少子化対策について」が決定されました。
- 平成19年12月、少子化社会対策会議において、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造の解消のため、働き方の見直しによる「仕事と生活の調和の実現」と「親の就労と子どもの育成の両立」「家庭における子育て」を包括的に

支援する枠組み（社会的基盤）の構築を車の両輪とした、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が策定されました。

- ・ 平成20年2月、厚生労働省は、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことのできる社会を目指し、保育施策を質・量ともに充実・強化するための「新待機児童ゼロ作戦」を発表しました。
- ・ 平成20年4月1日から、児童虐待件数の増加等の状況を踏まえ、「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、児童の安全確認の立入調査の義務化等が行われました。
- ・ 平成21年12月、政府は、中学校修了までの子ども1人当たり月額13,000円の子ども手当の創設（子ども手当の一部として、児童手当を支給）を閣議決定しました。

（子ども手当は、平成23年度からは月額26,000円となるとともに、平成23年分から所得税の扶養控除の一部等が見直されることとなります。）

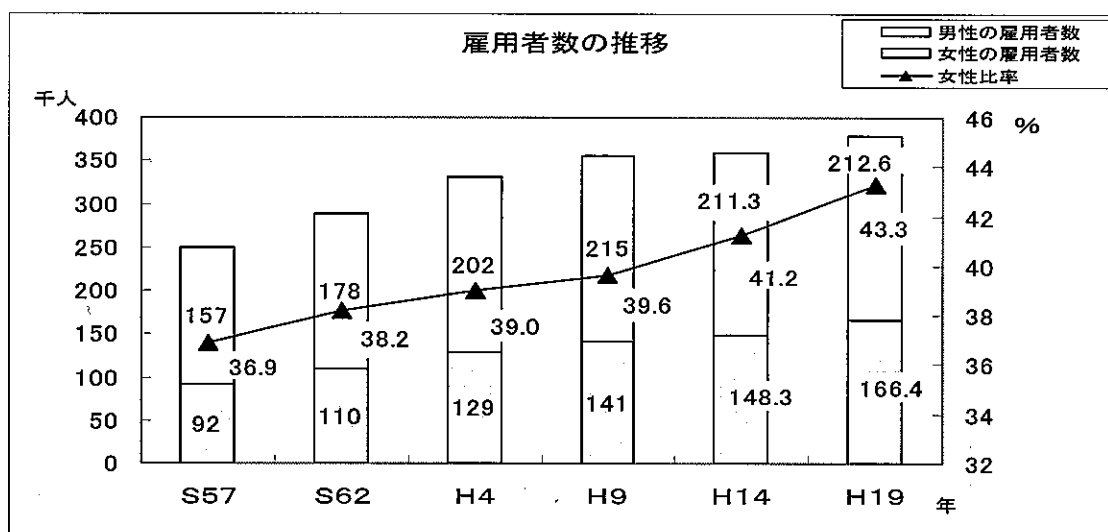
また、文部科学省は、国公立高校生のある世帯は授業料を無料とするとともに、私立高校生等には授業料について一定額を助成し、教育費負担の軽減を図る予算を要求しました。

- ・ 平成22年1月には、子ども・子育てビジョン（仮称）が策定される予定です。

○女性雇用者数

平成19年の本県の雇用者数約38万人のうち、約17万人、43.3%が女性雇用者で、雇用者数・比率とも年々増えてきています。

女性が就労しながら出産・子育てを安心してできる環境の整備が必要となります。

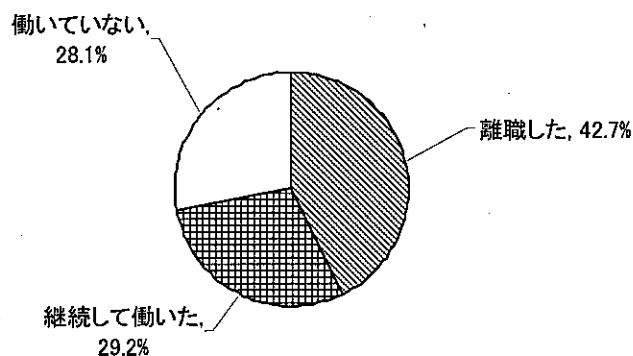


資料：就業構造基本調査

○出産前後の就業の状況

就学前の児童をもつ母親に、出産前後に仕事を継続したかどうかを聞いたところ、42.7%の母親が仕事を継続せずに離職したとの回答がありました。

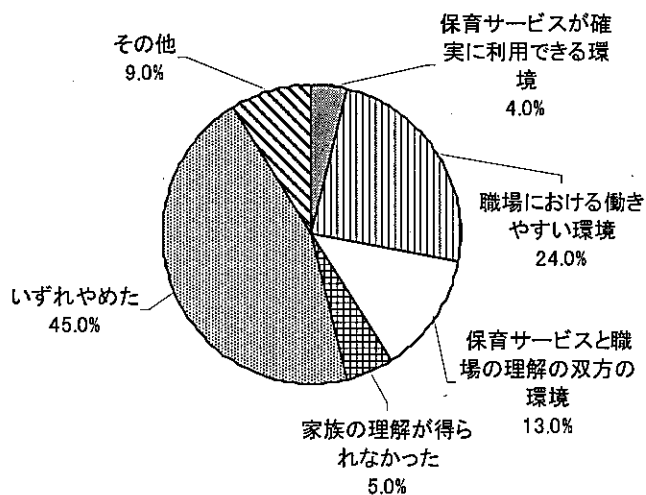
出産前後に仕事を離職したか



資料：平成20年度市町村住民ニーズ調査結果

出産前後に離職した母親に、どのような状況であれば仕事を継続したか聞いたところ、保育サービスが確実に利用できる環境、職場の理解・働きやすい環境があれば仕事を継続した人が、41.0%いました。

離職した人はどのような状況であれば継続したのか



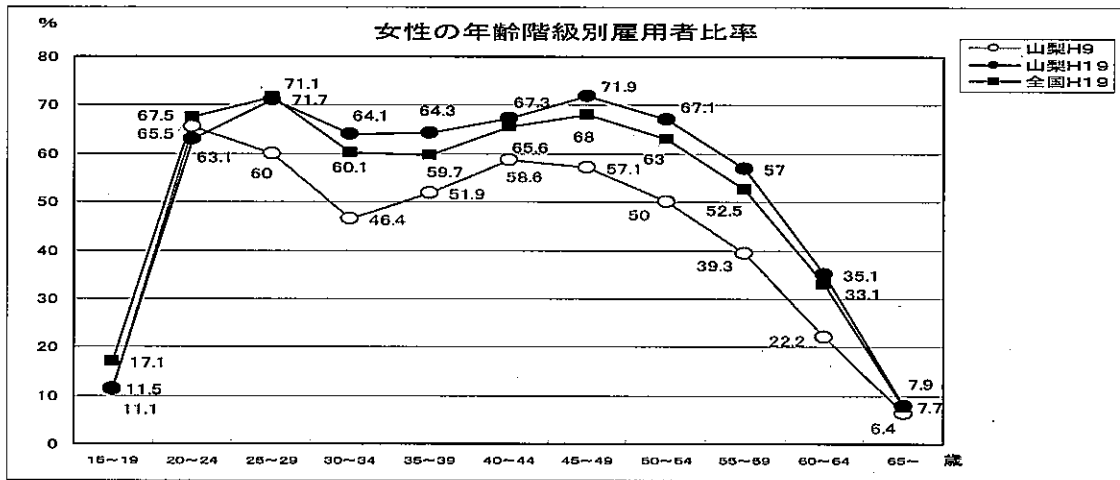
資料：平成20年度市町村住民ニーズ調査結果

○女性の年齢階級別雇用者比率

平成19年の本県における女性の年齢階級別雇用者比率を見ると、平成9年の比率と比較し、各年齢階級で雇用者比率が高まっています。

また、全国と比較して、30歳台以降の落ち込みは少なくなっていますが、全国と同様に、結婚・出産・子育てに伴う離職を要因とするM字カーブを描いています。

就労と結婚・出産・子育てとの二者択一構造の解消のため、仕事と生活の調和の実現に取り組む必要があります。

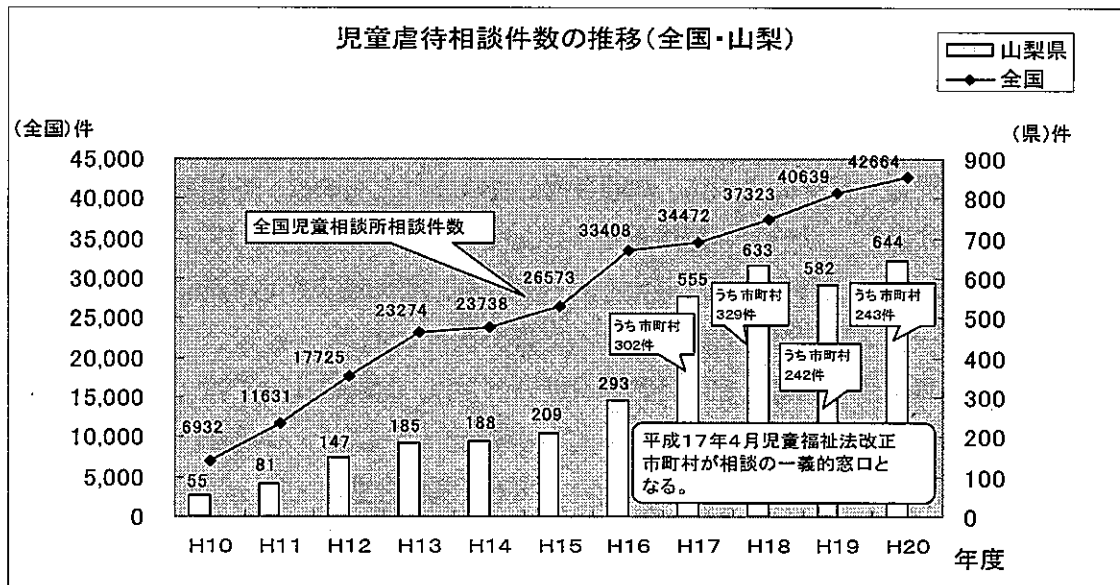


資料：総務省「就業構造基本調査」

○児童虐待相談件数の推移

児童虐待相談件数は、平成20年度には、全国の児童相談所に寄せられた相談件数が42,662件、県内の相談件数が644件と増加傾向が続いています。

社会的養護や心に問題を抱える子どもたちへの支援が必要です。



資料：中央児童相談所調べ

第2節 前期計画の進捗状況

前期計画では、8つの施策体系に289事業を掲載するとともに、このうち98事業に平成21年度を最終年度とした数値目標を設定し進行管理をしてきました。

計画第4年次である平成20年度の達成状況は、以下のとおりです。

施策体系別(全体)	数値目標 設定事業	目標達成事業 (80%以上達成)	達成事業割合
	a	b	(b/a)
1 多様な保育ニーズへの対応	16	2	12.5%
2 子育てにかかる負担感の軽減	4	1	25.0%
3 次代を担う子供たちの健全育成	22	11	50.0%
4 支援を必要とする子どもたちへのきめ細やかな取組	14	11	78.6%
5 親子の健康増進と小児医療の充実	4	3	75.0%
6 子どもたちを取り巻く教育環境の充実	22	16	72.7%
7 仕事と子育てを両立するための支援	2	1	50.0%
8 子育てを安全安心にできる環境づくり	14	10	71.4%
計	98	55	56.1%

《前期計画の数値目標進捗状況 (H20)》

第3節 後期計画における課題

(1) 前期計画の検証からの課題

- ・ 前期計画では、平成20年度末において過半数の事業が予定以上の進捗率となっているものの制度の変更などにより、予定どおりの進捗率に達していない事業もありました。
- ・ 放課後児童クラブのように、数値目標は達成されたものの、当初目標を超える住民ニーズがあり、サービス提供量が不足しているケースも見受けられました。
地域における子育て支援に対するニーズを利用者の視点から的確に把握し、必要な保育サービス提供体制の整備を図る必要があります。
- ・ 夜間保育や休日保育などの特別保育サービスは、地域によっては、サービス提供を開始したが利用者が少なく、サービスの廃止に至ったケースもありました。
各地域ごとの子育て支援に対するニーズを正確に把握することが必要です。

- ・ 延長保育は、子育て中の女性が就業を継続していくために欠かせないサービスです。

制度の周知とともに、民間保育所の78%が延長保育を行っているのに対して、42%と取組が少ない公立保育所における延長保育の充実を図っていく必要があります。

- ・ 数値目標の設定にあたっては、住民ニーズを精査する中で、子育て支援に直結した項目について適切に設定する必要があります。
- ・ 地域子育て支援センターや子育て支援を主たる活動目的とするNPO法人、子育て支援団体等のネットワークを構築し、そのなかで情報交換や研修・学習会を開催することで、情報の共有化や地域格差の解消を図り、山梨全体の子育て支援の質の向上を図る必要があります。
- ・ 児童虐待やDVなど家庭内の問題が深刻化するとともに地域の養育力の低下が進行し、子どもの数が減少する一方で、社会的養護を必要とする児童や心に問題を抱える児童が増加しており、きめ細かな支援体制の整備が必要です。
- ・ 待機児童の人数や各種保育ニーズの利用状況などを的確に把握し、利用者の視点に立った指標を設定し、点検・評価する必要があります。

(2) 市町村ニーズ調査結果

平成20年度、県内の各市町村が行った小学校就学児童・就学前児童をもつ保護者の子育てに関するニーズ調査結果を集計したところ、次のとおりの結果でした。

- ・ 就学前児童をもつ母親の就業率は59%と過半数を超えているとともに、現在未就業の母親のうち、92%が現在又は将来的に就業希望を持っていました。

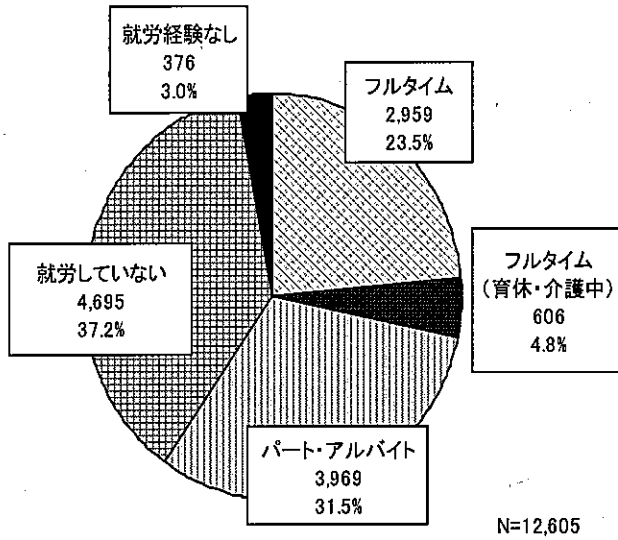
母親の就労希望をかなえるためには、母親への就労援助と仕事と子育ての両立のための一層の支援が必要です。

- ・ 地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センター等は、利用率は低いものの利用希望は高くなっています。

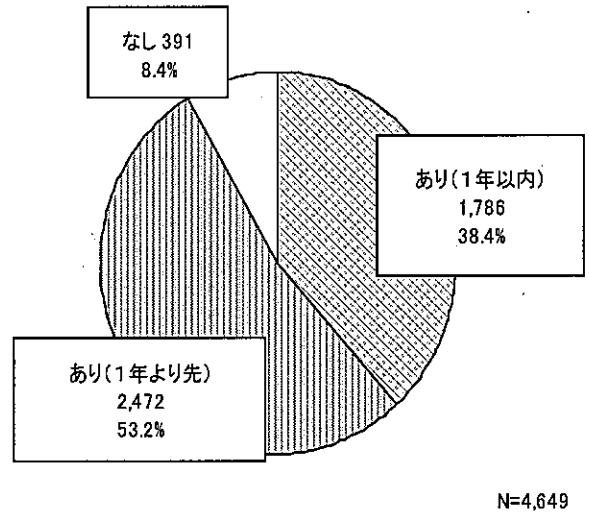
今後、事業の周知と活用の促進を図るとともに施設の充実を図っていく必要があります。

- ・ 子育て中の家庭が行政に望むことの上位は、次のとおりでした。
 - ア 児童館や公園などの増設や拡充 (22.6%)
 - イ 周産期医療や小児救急医療など医療体制の充実 (20.0%)
 - ウ 保育所や幼稚園等にかかる費用負担の軽減 (11.2%)
 - エ 医療費の助成や各種手当の充実 (9.7%)

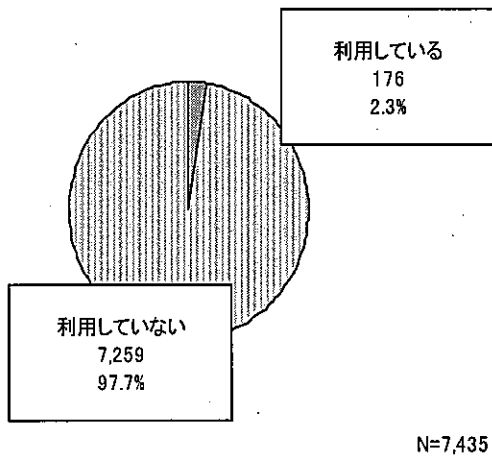
母親の就労状況



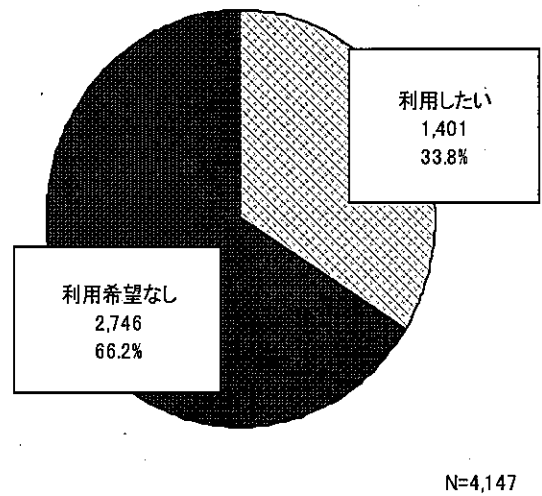
母親の就労希望



ファミリーサポートセンターの利用

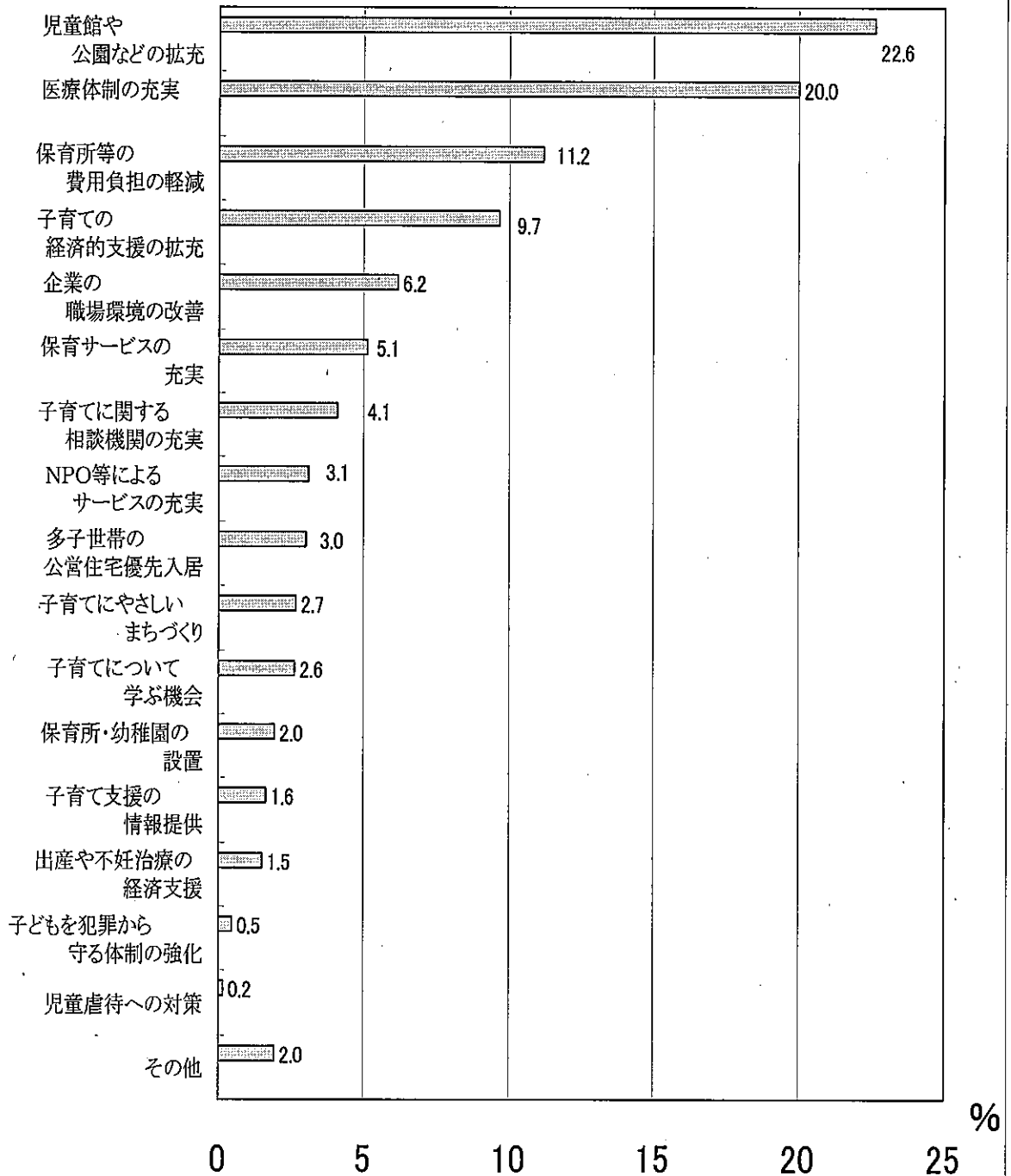


ファミリーサポートセンター利用希望



※ 市町村ニーズ調査結果は、別冊資料集参照

行政に対して期待すること、望むこと



※ 市町村ニーズ調査結果は、別冊資料集参照

(3) 県政モニターアンケート調査結果

平成21年1月、県政モニター（20歳以上の男女）を対象に子育てに関するアンケート調査を行った結果、以下のようなことが重要であるとの意見が多く寄せられました。

- ・「休日や夜間における小児救急患者への医療体制の充実」
- ・「通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の整備」
- ・「幼稚園・保育園や小・中学校、地域における交通安全教室の充実」
- ・「いじめ、暴力、少年非行等の問題行動や不登校等に対応する相談体制の強化」

※ 県政モニターアンケート調査結果は、別冊資料集参照

(4) 子育て関係者からの意見聴取結果（県政ひざづめ談議、女性の知恵委員会等）

- ・ 児童館や地域子育て支援センターなどを、他の市町村の親子でも利用できるようにならないか。
- ・ 家庭で0歳から3歳児の子育てをしている親（専業主婦等）は、公的支援が受けづらいつともに、核家族化の進行により相談相手も無く、子育てに関する不安感や孤独感が強い。家庭で子育てをする親への支援が必要。
- ・ 家庭に閉じこもっている母親へ、健診等の機会を利用し、子育て情報を提供する等の取組が有効ではないか。
- ・ 父親が子育てに主体的に参加できる社会づくりを進める必要がある。
- ・ 身近な地域の子育て情報が入手できる仕組みづくりとともに、子育て情報の双方向での受発信、リアルタイムで掲載できるシステムが望ましい。

(5) 後期計画において国から示された新たな課題

- ・ 仕事と生活の調和の実現
働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、少子化対策の観点からも重要であり、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」においても、社会全体の運動として進めていくこととされています。こうした取組については、国、地方公共団体及び企業を始めとする関係者が連携して進めることが重要です。
- ・ 児童養護施設や里親への委託など社会的養護体制の整備
次世代育成支援対策は、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。
社会的養護を必要とする児童の増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに充実を図

り、家庭的な養護の推進・自立支援策の強化という観点も踏まえ取組を進めることが必要です。

- ・ 利用者の視点に立った点検・評価のための指標の導入

後期計画においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、個別事業を束ねた施策や計画全体の進捗状況（アウトカム）についても点検・評価するとともに、利用者の視点に立った指標を設定し、点検・評価を行い、施策の改善につなげていくことが必要です。

第4節 基本的な考え方

(1) 基本理念

少子化の進行は、単純な人口規模の縮小だけではなく労働力人口の減少をもたらし、経済の持続的発展を阻害する将来に向けての大きな問題です。少子化の進行を食い止めるためには、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ社会をつくる必要があります。

現在の少子化進行の背景には、仕事と子育ての両立が困難であったり、父親が子育てに時間をかけられないなどにより、女性が仕事と結婚・出産・子育ての二者択一を迫られる状況となっていることがあります。

女性が安心して結婚・出産をし、男女ともに仕事も家庭も大事にしながら働き続けることができるよう、子育て期における多様できめ細かな保育サービスや子育てしやすい労働環境づくりを進めていく必要があります。

核家族化の進行により、地域の間関係が希薄化し、保護者が子育てに不安感を持ったり、孤立化するケースが問題となっています。

本県の特長である子育てに適した豊かな自然や地域団体・NPO法人等の活発な地域活動を生かしながら、誰もが気軽に利用でき、必要な情報の提供を受けたり、相談したり、交流を図ることのできるサービスを充実させていく必要があります。

児童虐待などの増加により、社会的養護を必要とする子どもや心に問題を抱える子どもが増え、その背景も多様化しています。

すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応や治療、保護・支援に至るまでの切れ目ない総合的な支援をしていく必要があります。

子育てを支援していくためには、県民が子育ての大切さを認識し、一体となって取り組む必要があります。現在、地域で活動する子育て支援団体・サークルの活性化を促進するとともに、企業・地域・団体などが協働した子育て支援を推進していく必要があります。

「暮らしやすさ日本一」を目指し、誰もがいきいきと安心して暮らせ、「子育てするなら山梨県」と言えるよう、県民一体となった取組の中で、笑顔の子育てを笑顔で応援する社会の実現を目指していきます。

(2) 基本的な視点

① 子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進

結婚や子育てに関する県民の希望を実現させるためには、仕事と生活の調和を図ることが重要であるとの視点に立ち、子育て期における多様な保育サービスの充実を図るとともに、県民や企業の意識の変革を促します。

② 山梨ならではの子育ての推進

誰もがいきいきと安心して暮らしていける山梨ならではの子育て支援を更に発展させることが重要であるとの視点に立ち、子育てに適した豊かな自然を活用した子育て支援を推進するとともに、愛育会やNPO法人などの活動を生かした子育て支援を推進します。

③ 社会的養護や心に問題を抱える子どもたちへの支援

社会的養護を必要とする子どもや心に問題を抱える子どもが増え、社会的養護体制の整備や子どもの心に関する対策を総合的に進めることが重要であるとの視点に立ち、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化及び施設機能の見直しや充実を図るとともに、医療・福祉・教育関係機関の連携強化や関係者への研修、相談機関や診療機関のあり方の検討など体制づくりを推進します。

④ 多様な主体の参画、協働の推進

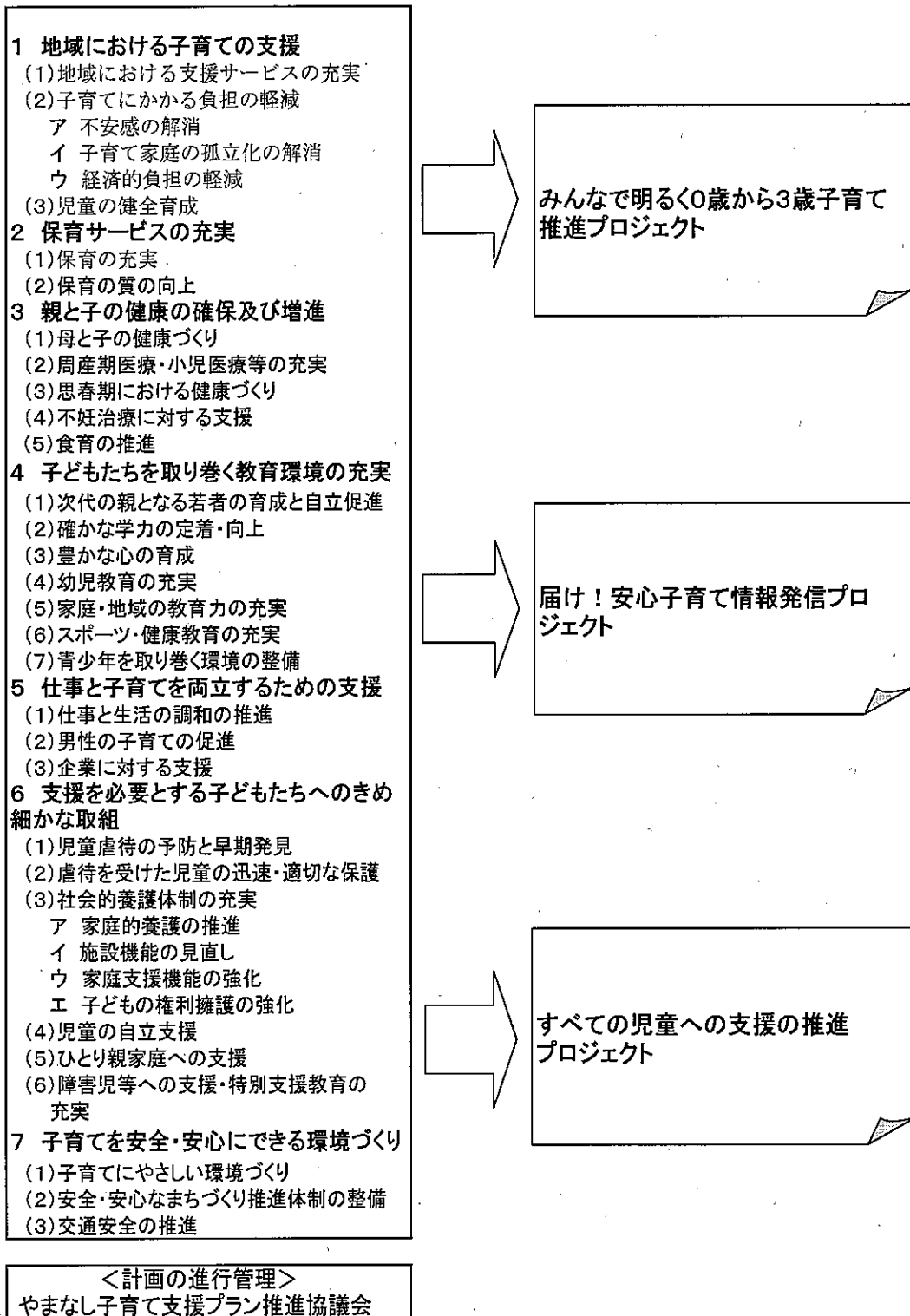
社会全体の運動として、子育て支援を推進していくことが重要であるとの視点に立ち、地域で活動する子育て支援団体への支援や企業・地域・団体などが協働した子育て支援を推進します。

(3) 施策体系と重点プロジェクト

基本理念の実現を図るため、施策を7つの体系として整理しました。

また、前期計画の検証や県民ニーズ、社会情勢の変化などを踏まえ、特に重点的に取り組む必要がある課題に対応していくために、「みんなで明るく0歳から3歳子育て推進プロジェクト」「届け！安心子育て情報発信プロジェクト」「すべての児童への支援推進プロジェクト」の3つを重点プロジェクトとして取り組んでいきます。

施策体系と重点プロジェクト



第2章 各論

第1節 地域における子育ての支援

子育て中の親が安心して子育てに取り組むことができ、また安心して仕事を継続できるように、地域における様々な子育て支援サービスの更なる充実を図ります。

核家族化の進行などにより、一人で子育てについて不安を募らせることがないように、子育て中の親の不安感や孤立化の解消、経済的負担の軽減を図ります。

また、地域における異年齢児との交流や体験活動を通じた児童の健全育成のための環境整備に取り組みます。

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

現状と課題

- これまでの本県の待機児童数はゼロですが、今は働いていなくても、機会があれば子どもを預けて働きたいと考えている母親も相当数いると見られており、就業構造や家族形態の変化などを踏まえたうえで、保護者からの多様なニーズに応じた保育所や幼稚園での保育体制の更なる整備充実を図る必要があります。
- 仕事と子育ての両立の観点からも、保護者の傷病や冠婚葬祭などにより突発的に発生する緊急的・一時的な保育ニーズや、病氣中又は病気の回復期にあり、集団保育が困難な児童などに対応する支援サービスの更なる充実が求められています。
- 核家族化の進行や共働き家庭の増加により、児童が放課後を安全で健やかに過ごせる居場所づくりを進めてきましたが、待機児童が発生するなど更なる充実が求められています。
- 子どもを育てやすい環境づくりを進めるため、育児の援助を受けたい人と支援を行いたい人を会員とし、その会員相互の援助活動を仲介するサービスの構築が進められました。今後とも、サービス内容の充実や新たな立ち上げを推進する必要があります。
- 児童に健全な遊び場を与え、その健康の増進や情操を豊かにする活動の拠点施設を整備し、児童の健全育成を図る必要があります。
- 家庭での0歳から3歳児の子育てにおける不安感や負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備するため、子育て中の親同士の交流を図るとともに、相談援助等を行う施設の整備が求められています。

施策の方向

- 地域における子育て支援の拠点として、必要な保育ニーズに対応した保育所の整備について施設面を含めて促進します。また、今後も増加が予想される3歳未満児の保育ニーズに対応した保育所の取組を促進します。
- 保護者の緊急な事態等に対応するため、家庭で保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児や病氣中又は病気の回復期にあり、まだ安静等が必要なため集団保育が困難な児童、保育中に体調不良となった児童にそれぞれ対応する多様な子育て支援サービスを促進します。
- 保護者が仕事などのため、昼間家庭にいない低学年の児童を対象に、児童館や学校の余裕教室などを活用して、授業終了後、適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブや放課後や週末などに小学校の余裕教室等を活用して地域の参画を得る中で、子どもたちに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流等を行う放課後子ども教室の推進を図ります。また、放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携を促進します。
- 地域で会員同士が育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業の運営を支援します。
- 心身ともに健やかに成長できるよう、地域の遊び場であり活動拠点である児童館や児童センターの整備を支援します。また、指導体制の充実を図るため、児童厚生員の研修を推進します。
- 子育て中の親と子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供などを行う地域子育て支援拠点の整備を促進するとともに、職員研修等を行い、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービスの提供を図ります。

(2) 子育てにかかる負担の軽減

ア 不安感の解消

現状と課題

- 家庭や地域における子育て機能が低下し、身近に子育てに関する相談ができる場が少ないため、子育てに不安を持つ親が増加しています。子育て相談総合窓口の設置など相談体制の整備を図ってきましたが、家庭で子育てをする親などの不安感の解消のために、更に相談機能の周知や充実が必要となっています。
- 子育て情報の提供により子育て中の親の不安感の解消を図るため、育児に関する支援制度や関係機関、更には子育てサークルやイベント情報など子育て情報の質の充実が求められています。
- 0歳から3歳児を家庭で子育てする親の中には、核家族化の進行により相談相手も無く、自ら子育て情報の入手もせずに、子育ての不安感を抱き、孤立化する人もいます。そのような親の不安感や孤立化防止のための取組が必要です。

施策の方向

- あらゆる子育て相談に対応できるよう、子育て相談総合窓口の運営や子育て電話相談の実施とともに、各専門相談窓口との密接な連携に努め、親の子育ての悩みや疑問など様々なニーズに対応します。
- 専門的な子育て相談に応じられる子育て支援コーディネーターや子育てサポーターリーダーの活用を図ります。
- インターネットを活用した子育てに関する多様な情報を提供するサイト等の充実を図ります。また、メールマガジンの配信や冊子の配布などによる情報提供を推進します。
- 子育て情報を、情報を必要としている人に届ける活動を推進し、子育てに関する不安感の解消や孤立化の防止を図ります。

イ 子育て家庭の孤立化の解消

現状と課題

- 子育て中の親の孤立化を防ぎ、子育ての不安を解消するため、自主的なサークル活動等を通して、子育て中の親同士の交流を促進する必要があります。
- 地域ぐるみで、子育て中の親の孤立化を防止するなどの子育て支援に取り組むため、愛育会など地域の子育て支援団体の活動を活性化する取組を進めるとともに、地域における子育て支援団体や子育てサークルを含めたネットワークづくりを促進する必要があります。
- 0歳から3歳児を家庭で育てる親の中には、核家族化の進行により相談相手も無く、自ら子育て情報の入手もせずに、子育ての不安感を抱き、孤立化する人もいます。
そのような親の不安感や孤立化防止のため、気軽に立ち寄れ、親同士の交流を図るとともに、子育て情報の提供や相談援助を通して、子育ての喜びを感じられる場の整備を進める必要があります。

施策の方向

- 子育て中の親の孤立化を防ぎ、親同士がともに子育てに取り組む体制をつくるため、母親クラブや子育てサークルなどの活動を支援します。
- 地域における妊婦や乳幼児のいる家庭への声かけ運動などを通して、親の子育て不安や孤立化を解消するため、愛育会など子育て支援団体の活動を支援します。
- 地域における子育て支援活動を促進するため、地域の保育サポーターのネットワーク化や保育サポーターによる地域への情報発信に努めます。
- 子育て情報を、情報を必要としている人に届ける活動を推進し、子育てに関する不安感の解消や孤立化の防止を図ります。
- 子育て中の親子の交流の場の提供などを行う地域子育て支援拠点の整備を促進し、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービスの提供を図るとともに、気軽に立ち寄れ、親子の交流をはじめ、子育て情報の入手や相談ができる広場を設置し、子育て中の親の孤立化の防止を図ります。

ウ 経済的負担の軽減

現状と課題

- 子育て中の親に対する希望調査などによると、子育てにかかる経済的負担の軽減への要望が高くなっており、子育てにかかる経済的負担は出産へのためらいの要因ともなっています。経済的不安感を解消するため、子育て家庭に対する経済的な支援を行うことが必要です。特に、ひとり親家庭の経済的な自立を促すため、経済的な負担を軽減する取組を行うことが必要です。
- 経済的な理由により、修学が困難な生徒に対する支援も必要です。
- 子どもにかかる医療費については、乳幼児医療費をはじめ、ひとり親家庭及び重度心身障害児の医療費において窓口無料化に取り組み、手続の簡便化を図りました。今後とも、病児の早期受診を図り、児童の健やかな成長を支援するため、子どもにかかる医療費の助成を行っていく必要があります。

施策の方向

- 次代を担う児童の健全育成を図るため、子育て家庭に対する「こども手当」の給付や、ひとり親家庭の生活の安定や経済的自立を支援するための児童扶養手当など経済的な支援を行います。
- 18歳未満の子どもを3人以上持つ多子世帯に対して、様々なサービスを提供する協賛企業を増やします。
- 幼稚園に入園する際の家庭の所得状況に応じた経済的負担の軽減と、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差の縮減や、勉学意欲があっても経済的な理由により修学が困難な高校生等に対する奨学金の貸付、授業料の減免などの支援を行います。
- 子育て中の家庭における医療費負担の軽減を図ります。

(3) 児童の健全育成

現状と課題

- 核家族化の進行、地域における人間関係の希薄化、テレビゲーム・インターネットの普及などにより、日常生活の中で大人と子どもや子ども同士がふれあう機会が少なくなっています。児童の健全育成を図るため、高齢者とのふれあいや子ども同士のふれあいの機会をつくる必要があります。
- 地域における青少年健全育成のため、青少年活動の活性化や青少年健全育成のネットワークの充実を図る必要があります。
- 児童に健全な遊び場を与え、その健康の増進や情操を豊かにする活動の拠点施設を整備し、児童の健全育成を図る必要があります。
- 都市化や情報化が進むなかで、子どもたちが森に入ったり、川で遊ぶ自然体験や生活体験などの機会が減少し、自然との関わりが希薄化しているため、自然とふれあう機会づくりを促進し、自然環境を大切にすることを育む必要があります。

施策の方向

- 子どもの健全な育成を図るため、地域における異年齢児との交流や高齢者が持つ豊かな知恵や伝統文化を次世代に伝える機会づくりなど、多様なふれあいを体験する機会を提供します。
- 様々な体験活動を通して、子どもたちの相互交流を深める機会を提供するとともに、農山村と都市の子どもたちの交流や親子を対象とした農業体験ができる施設整備を支援し、交流や農業体験を推進します。
- 地域で行う子ども健全育成事業への講師派遣や青少年活動にかかるイベント・研修などの様々な情報の提供を行い、青少年活動を支援します。
- 心身ともに健やかに成長できるよう、地域の遊び場であり活動拠点である児童館や児童センターの整備を支援します。また、指導体制の充実を図るため、児童厚生員の研修を推進します。
- 森林・林業体験活動等を通じて、児童生徒の緑を愛し大切にすることを育むため、学校林の環境整備やみどりの少年隊の育成等、子どもの森林を育てる体験活動、緑化活動を促進します。

第2節 保育サービスの充実

子どもの健やかな育成と子どもを預ける保護者の安心の確保及び仕事と子育ての両立を図る観点から、保育サービスの充実を図ることが必要です。

保育所や幼稚園における保育体制の整備充実に努めるとともに、多様な保育ニーズに対応したサービスの提供を進めます。

また、保育所保育指針などを踏まえた保育の質の向上、保育士の専門性の向上と質の高い人材の安定的確保などに努めます。

(1) 保育の充実

現状と課題	施策の方向
<ul style="list-style-type: none"> ○ これまでの本県の待機児童数はゼロですが、今は働いていなくても、機会があれば子どもを預けて働きたいと考えている母親も相当数いると見られており、就業構造や家族形態の変化などを踏まえたうえで、保護者からの多様なニーズに応じた保育所や幼稚園での保育体制の更なる整備充実に努める必要があります。 ○ 就業者に占める女性の比率は上昇傾向にあることから、産後休暇や育児休業終了後の3歳未満児の保育ニーズに対応していくとともに、休日就労やパート勤務など保護者の就業形態等に配慮した保育サービスの充実を図る必要があります。 ○ 認可保育所の補完的な役割を果たしている認可外保育施設について、適正な運営の確保などに向けた取組を促進していく必要があります。 ○ 保護者の幼児教育や保育に関するニーズに適切かつ柔軟に対応できる保育所と幼稚園が連携した施設の整備を促進する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における子育て支援の拠点として、必要な保育ニーズに対応した保育所の整備を施設面も含めて促進します。また、今後も増加が予想される3歳未満児の保育ニーズに対応した保育所の取組を支援します。 ○ 保護者の勤務時間や通勤時間などに配慮した保育時間の確保に努め、1日11時間を超えて保育所を開所する延長保育を促進します。また、幼児教育とともに同様の保育ニーズに応えるため、幼稚園での預かり保育を促進します。 ○ 保護者の就労形態の多様化などにより、休日・夜間や一時的な保育ニーズに的確に対応した保育所の取組を促進します。 ○ 勤務時間が特殊で保育所の利用が困難な保健医療従事者のための病院内保育施設や、事業所内保育施設の設置・運営を支援するとともに、認可外保育施設の適正な運営を確保するための指導を実施します。 ○ 保護者からのニーズを適切に把握しながら、保育所と幼稚園の特性を生かした認定こども園の整備を進めます。

(2) 保育の質の向上

現状と課題

- 保育内容の質の向上を高める観点から、保育所における取組の充実・強化が一層求められており、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」を確実に推進する必要があります。
- 保育所が、保育サービスの質の向上を図るために、保育内容を充実するとともに自己評価や行政による監査に加えて、第三者の視点から客観的に評価する第三者評価を積極的に行うよう働きかけていく必要があります。

施策の方向

- 「山梨県保育所における質の向上のためのアクションプログラム」の確実な実施を図り、市町村における「アクションプログラム」の策定を指導するとともに、市町村による保育所の質の向上のための取組を促進します。
- 保育の質の向上のため、幼稚園教諭、保育士、放課後児童指導員等を対象とした研修会を実施します。
- 保育所の自己評価を推進するとともに、監査指導を適正に執行し保育の質の向上を図ります。また、福祉サービスに対する第三者評価、特に保育所における第三者評価事業への取組を促進します。

第3節 親と子の健康の確保及び増進

安心して妊娠、出産、子育てができるようにすることは、少子化対策を進めていく上で重要です。生涯を通じた健康の基礎部分を担う母子保健サービスは、子どもを健やかに育てるための基盤となるものです。

このため、妊娠、出産から育児まで、乳幼児の健やかな成長や健康の増進について指導助言を行うなど、親子の健康づくりを推進するとともに、出産、周産期医療及び小児医療を充実するための体制づくりや保健、医療、福祉、教育が連携した思春期における心と身体の健康づくりを推進します。

また、子どもを持ちたいのに子どもができない夫婦への支援や、子どもの心身の成長や人格の形成に大切な食育の推進を図ります。

(1) 母と子の健康づくり

現状と課題

- 妊娠すると精神的に不安になったり、妊娠高血圧症候群など体調に変化をきたすことも多く、様々な健康管理上の問題に直面することになります。このため、妊娠早期からの健康管理、妊娠・出産や育児に関する相談、家庭訪問体制の整備など、利用しやすいサービスを提供するための総合的・専門的な支援体制が求められています。
- 地域による子育て支援を推進するためには、地域の母子活動の充実が必要であり、愛育活動の担い手の確保や積極的な活動の推進などが求められています。

施策の方向

- 母と子が健康を保持・増進できるよう、母子保健関係者の研修会を開催するとともに、各種母子保健サービスや母子保健情報などについての評価・検討を行い、母子保健サービスの向上に努めます。
- 乳幼児の異常を早期発見することや子育て支援のため、妊婦も含めた母と子を対象とした健康相談などの育児等健康支援活動を促進するとともに、市町村が行う訪問体制の整備など母子保健の充実に向けた取組を促進します。
- 乳幼児が健やかに成長・発達できるよう、市町村が行う健康診査等との連携を図りながら、医師や保健師などによる専門的な支援を行います。
- 地域の子育てを支援する声かけ運動や3世代交流への取組などの愛育会活動を促進します。

(2) 周産期医療・小児医療等の充実

現状と課題

- 産科の勤務医は、昼夜を問わない過酷な勤務を強いられることなどから、全国的に医師不足を招いています。妊婦が安心して分娩できる体制をしっかりと確保することが求められています。
- 本県の周産期死亡率は、全国的にも優れた数字で推移していますが、引き続き総合的な対策を進めていく必要があります。
- 核家族化の進行や共稼ぎ家庭の増加に伴う休日や夜間における小児救急患者の増加に対応するため、小児救急医療体制の確保が必要です。
- 家庭で発生する病気やけがの処置が分からず、不安になる保護者に対して、医療に関する情報を提供する必要があります。

施策の方向

- 妊婦が安心して出産できる体制をしっかりと確保するため、産科医の確保、助産師の活用、分娩の取扱を中止した医療機関のある地域への対応などの取組を進めていきます。
- ハイリスクな母体及び新生児に対して高度で専門的な医療を迅速に提供するため、総合周産期母子医療センターの充実を図るとともに、周産期救急搬送体制を確保します。
- 子どもの健やかな成長を支援し、県民が安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進するため、小児救急医療体制の円滑な運営に努めます。
- 家庭で病気やけがの発生を予防するとともに、育児不安の軽減を図るため、保護者などへ医療に関する情報提供を行います。

(3) 思春期における健康づくり

現状と課題

- 10代の人工妊娠中絶や性感染症の増大等の問題に対応するため、性や性感染症に関する正しい知識の普及を図ることが必要です。
- 薬物の乱用は、健康上の問題だけではなく犯罪の誘因にもなります。また、喫煙経験を持つ小学生、習慣的喫煙者となっている中学生や高校生もおり、子どもを喫煙から守る防煙教育への取組も重要です。
- 児童生徒が、生活習慣や健康に関する正しい知識を身につけるとともに、自己肯定感を高めることは、将来にわたり健康に過ごすうえで大切です。精神発達途上にある青少年を取り巻く社会環境の変化は著しく、思春期における精神不安などから、社会環境に適応できない者が増加しているため、心の健康づくりが課題となっています。
- 子どもの心の問題（児童虐待や発達障害など）が複雑・困難化し、児童相談所等への相談件数が増加していますが、児童思春期精神科医療相談体制が十分に整備されておらず、専門医療機関における受診待ちが長期化しています。

施策の方向

- エイズなどの性感染症を予防するため、児童生徒への性に関する正しい知識の教育啓発をします。
- 子どもの薬物乱用や喫煙を防止するため、麻薬、覚せい剤等の薬物乱用の弊害や喫煙が身体に及ぼす影響について、正しい知識の普及と教育の充実に努めます。
- 生涯にわたり健康に過ごすため、児童生徒が正しい生活習慣や健康に関する知識などを身につけるための取組を進めます。
- 思春期における精神保健上の諸問題を抱えた者に対して、精神科医師などの専門スタッフによる相談・指導を実施するなど、心の健康づくりを推進します。
- 児童思春期精神科医療の強化拡充を行うとともに、医療・保健・福祉など関係者の資質向上を図り、連携して心に問題を抱えた児童に適切な医療や相談支援を行います。

(4) 不妊治療に対する支援

現状と課題

- 不妊に悩む夫婦は10組に1組と言われており、県内では約2,000組の夫婦が不妊治療を受けていると推定されています。不妊検査や治療への不安、医療機関の情報の不足など、不妊に悩む夫婦などへの適切な情報提供と相談に対する適切な対応が求められています。
- 不妊治療は経済的負担が大きいため、その経費の軽減を図ることが必要です。

施策の方向

- 不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療に関する情報の提供や悩みなどの相談に応じて、不安等の解消に努めるとともに、不妊治療への取組を支援します。
- 体外受精などの不妊治療に要する経済的負担を軽減するため、費用の一部を助成します。

(5) 食育の推進

現状と課題

- 県民一人ひとりが、「食」についての意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の活動への理解を深めるとともに、「食」に関する情報に基づく適切な判断能力を身に付け、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することが求められています。
- 「食」の大切さに対する意識の希薄化により、健全な食生活が失われつつあり、栄養の偏りや食習慣の乱れ、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向等の問題が生じています。子どもの心身の健全な成長や発達のため、食育推進の取組が求められています。
- 「食」に関わる健康問題や食の安全への関心が高まっており、関係機関が連携して「食」についての理解を深める取組が必要となっています。

施策の方向

- 家庭、学校、保育所、地域など社会の様々な分野の関係者が連携を図り、「食育」を県民運動として推進します。
- 子どもの食生活改善と「食」を通じた心の健全育成を図るため、家族の団らんの大切さや食事の楽しさを学ぶ取組を推進します。
- 生活のリズムの向上を図るとともに、気力・体力の低下を防ぎ健康的な一日を過ごすため、朝食を欠食する児童を減らす取組を推進します。
- 学校や保育所の給食において望ましい食生活の形成や栄養バランスなどに関する健康教育などの取組を推進します。
- 子どもたちの「食」に対する感謝の気持ちを醸成するため、農産物の生産体験や親子料理教室の開催、学校給食への地元農林畜水産物の使用などの取組を推進します。

第4節 子どもたちを取り巻く教育環境の充実

一人ひとりの個性を伸ばし、自ら学び、自ら考える力や豊かな心、健康や体力などの「生きる力」を育む学校教育を推進します。

また、「社会全体で子どもを育てる」という考え方にに基づき、家庭や地域の教育力の向上を図るため、家庭、地域、学校の連携による教育を推進します。

(1) 次代の親となる若者の育成と自立促進

現状と課題	施策の方向
<ul style="list-style-type: none">○ 地域の温かい支えのもと、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義について理解を促す取組が必要です。○ 若者の就労の状況は、完全失業率が高水準にあることに加え、若年無業者やフリーターの増加、さらには高い離職率など厳しいものとなっています。このような状況は、産業の競争力や生産性の低下など経済の持続的発展を妨げるとともに、婚姻率の低下なども懸念されており、次代の親となる若者の自立を促進することが必要です。○ 学校の授業等で専門的な知識や技能を持った地域の人材を活用し、児童生徒がキャリアを形成していくために必要な意欲や関心を高めることが必要です。○ 子どもたちが生きる力を身につけ、様々な課題に柔軟にたくましく対応し、職業人として自立していくことが求められています。○ 将来を担う若者が夢と希望を持って自らの技術や能力を高め、職業的自立が図られることが求められています。	<ul style="list-style-type: none">○ 将来の親となる世代が子育てや家庭の大切さについての理解を深めるため、赤ちゃんとのふれあい体験等の取組を推進します。○ 就職相談から職業紹介までの一連の雇用関連サービスをワンストップで提供し、個々の特性に応じたきめ細かい支援を行います。○ 学校教育において、地域や学校の実態、児童生徒の特性、進路等を考慮しながら、職場見学や職場体験などの啓発的体験や就業体験を推進します。○ 職業人として働くことに対する意識・意欲の向上を図るため、早い時期から子どもたちを対象としたキャリア教育の推進などを図ります。○ 若者が就労に必要な専門的・実践的な知識・技術・技能を習得できるよう、県立職業能力開発施設における職業訓練の充実や、民間事業主、団体等が実施する職業訓練に対し支援します。○ 若者が就農に必要な農業の専門的・実践的な知識・技術を習得できるよう県立農業大学校における訓練・研修の充実を図ります。

(2) 確かな学力の定着・向上

現状と課題

- 今の子どもたちは、自ら調べ、判断し、表現する力が不十分であると言われています。また、学年が上がるにつれ授業が分かる割合が低下しているなどの課題があります。
- 学校で身につけた「確かな学力」が生涯にわたる学習活動の基盤となるよう、小・中・高等学校の各段階に応じた教育の一層の充実が求められています。
- 子どもたちの言語能力が低下しており、思考力や表現力を育成するため、児童生徒の知的活動を増進し、主体的な学習活動を支えていく読書活動の充実や、すべての知的活動の基盤となる言語活動の充実が求められています。

施策の方向

- 学習意欲の向上や学習習慣の確立を図ります。
- 創意工夫を生かした指導と評価を充実する中で、基礎的・基本的な知識・技能を習得し、これらを活用して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等をもった子どもたちの育成に努めます。
- 小学校1・2年生への30人学級編成及び中学校1年生への35人学級編成の実施をはじめ、子どもの理解や習熟の程度に応じた少人数指導や指導を行うための教員を配置し、きめ細かな指導の充実に努めます。
- 子どもたちが本に親しみ、読書の楽しみを知るための読書環境整備や推進体制の強化を推進します。
- 相手や目的、場面に応じた言葉遣いや表現ができるよう、指導の工夫改善に努めます。

(3) 豊かな心の育成

現状と課題

- 子どもによる重大事件が多発することから、子どもたちにかげがえのない命についての実感や、自分の感情を抑制する力が培われていないことなど道徳教育の充実の必要性が指摘されています。
- 命を大切にする心の教育や次代の親を育む観点から、子どもを生み育てることの喜びや意義について、子供たちの理解を深めるための取組が必要です。
- 人間関係の希薄化や生活体験の不足などから、豊かな人間性や社会性を育む教育の充実が求められています。
- 子どもたちに高齢者や障害者などに対する理解を深めさせ、共に生きる力を学び育てることが必要です。
- いじめ・不登校や問題行動などは依然として深刻であり、子どもたちに思いやりの心、ねばり強く挑戦する意志などの豊かな心や感性を育ませることが必要です。
- 芸術文化活動の推進や子どもたちの健全育成の場として、美術館、文学館、博物館、図書館や各地域の特性を活かした様々な文化施設の活用が求められています。

施策の方向

- 人としてより良く生きていくための規範意識の醸成や思いやりの心、命を大切にする心の育成など、道徳教育の充実に向けた取組を小中高等学校の各段階で推進します。
- 将来の親となる世代が子育てや家庭の大切さについての理解を深めるため、赤ちゃんとのふれあい体験等の取組を推進します。
- 豊かな人間性や社会性を身に付けるため、子どもの発達段階に応じて、自然体験、農業体験、環境保全活動など、様々な体験が計画的かつ効果的に実施できるよう努めます。
- 福祉、介護、看護、リハビリテーション等の体験活動を通じて、医療・福祉に対する理解やボランティアについて学ぶ取組を推進します。
- いじめ・不登校や問題行動などに対処するため、心に様々な悩みを抱える児童生徒、保護者、教職員に対する支援に家庭、地域、関係機関と連携して取り組みます。
- 子どもたちに身近なところで芸術鑑賞ができる機会の提供や、高校生の芸術文化活動への支援を行います。
- 芸術文化や歴史文化を学習するため、美術館や博物館などの文化施設の活用を推進します。

(4) 幼児教育の充実

現状と課題

- 幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であることを踏まえ、幼児の健やかな成長を保证するため、幼児教育の一層の充実が求められています。
- 社会の急激な変化による大人の価値観や生活スタイルの多様化を背景に、子どもの育ちをめぐる環境は大きく変化し、幼児期に本来培われるべき基本的な生活習慣や態度、自制心や耐性等が不十分で、小学校にうまく対応できない「小1プロブレム」といわれる状況が見受けられます。
- 障害をもつ就学前の幼児に対する、健常児との交流や社会適応のための教育の必要性が高まっており、これに対応した教員の確保や施設整備の推進が求められています。
- 幼児教育の専門施設である幼稚園等を中核に、家庭と地域が連携した幼児教育に関する施策を推進する必要があります。

施策の方向

- 就学前の幼児を対象とする教育の質の向上と幼稚園教育の条件整備のための総合的な取組を推進します。
- 幼稚園や保育所では、集団生活を通じて幼児一人ひとりの望ましい発達を促すため、指導体制や指導方法を工夫改善し、小学校教員との情報交換など小学校との連携を強化し、幼児教育の一層の充実に努めます。
- 心身に障害をもつ幼児が、健常児との交流や将来の社会参加に備えた幼児教育が受けることができるよう、教員の確保や施設整備など環境の整備を推進します。
- 幼稚園の開放や教育相談の開催など、幼稚園の持つ機能を活用し、子育て支援活動を推進します。

(5) 家庭・地域の教育力の充実

現状と課題

- 核家族化の進行により、家庭での教育力が低下しています。このため、家庭の教育力の向上を図り、家族全員で子育てが担えるよう、家庭教育の支援に努める必要があります。
- 人々のつきあいの希薄化により、地域で子どもを育てる意識が薄れていることから体験活動や伝統行事などへの参加など、地域全体で子どもを育てる環境づくりが必要です。

施策の方向

- 家族全員で子育てが担えるよう、家庭の教育力の向上を図るうえで、特に父親の家庭教育における役割が重要であることを啓発するため、企業、幼稚園、保育所及びその保護者組織などと連携した父親教育のための取組を推進します。
- 自然体験や社会体験など多様な体験活動の場を提供するなど、地域の行事への参加や家庭と地域などが連携した取組を推進します。
- 地域の住民が持っている経験や技能を生かし、学校教育の様々な場面でボランティアとして関わることを通して、地域のもつ教育力を活性化させます。

(6) スポーツ・健康教育の充実

現状と課題

- 近年、児童の体力の低下が見られ、学校体育では子どもたちが生涯にわたって運動に親しみ、心身ともに健康で活力ある生活を営むための基礎的能力を育成することが重要となっています。
- 偏食や欠食、慢性的な生活習慣の乱れやストレスに起因した心身の健康問題が深刻化しており、健康の増進に向けた一層の取組が求められています。

施策の方向

- 学校の授業や運動部活動において外部指導者を積極的に活用するなどして、体育、スポーツ活動の充実を図ります。
- 学校、家庭、地域の連携を深め、子どもたちが自発的・継続的にスポーツに親しめる環境づくりを推進するとともに、地域スポーツへの積極的な参加を促進します。
- 正しい食生活など基本的な生活習慣を身につけるとともに、日常の健康観察の重視、定期健康診断の実施など保健管理の充実を図ります。
- 児童生徒の発達段階や実態に即し、地域の実情に応じた安全・安心な学校給食を実施し、望ましい食習慣の育成に努めます。

(7) 青少年を取り巻く環境の整備

現状と課題

- 図書やDVD、ビデオテープ、インターネットなどによる有害情報の氾濫、享乐的な風潮は社会規範意識の低下をもたらし、非行の低年齢化や深刻化など、大きな社会問題の要因となっています。青少年の自立する力を育むため、家庭、学校、地域など社会全体で青少年育成体制を整備する必要があります。
- 薬物の乱用は、犯罪の誘発になります。青少年を薬物から守る取組が必要です。
- 青少年が健全な日常生活を送ることができるよう、多様な活動の場を提供する青少年関係施設などの有効利用が求められています。
- 児童生徒を巻き込んだ「出会い系サイト」の利用が問題となっていることから、有害なインターネットへの接続を制限する取組や地域、学校及び家庭において子どもたちを有害情報から守る取組が必要です。
- インターネットなどを利用している若者からの有料サイトの架空請求などに関する相談が依然として多いことから、若者向けの消費者教育が必要です。

施策の方向

- 青少年の健全な育成を図るため、指導、育成、保護等に関する「青少年健全育成指針」に基づき、関係機関や団体等の連携のもと、啓発活動を積極的に展開します。
- 有害な社会環境を浄化するため、娯楽施設やコンビニエンスストアなどの関係業界による自発的な啓発活動を促進するとともに、有害な図書類などを規制します。
- 青少年の薬物乱用の防止のため、正しい知識の普及と教育の充実に努めます。
- 青少年に野外活動や国際交流などの幅広い体験機会を提供するため、青少年関係施設、科学館、公民館等における活動プログラムを充実します。
- 子どもたちの健全な育成を図るため、アダルトサイト等有害情報への接続を遮断するフィルタリングシステムの普及や「出会い系サイト」を利用することの危険性等を広報するとともに、情報モラル教育を推進します。
- 青少年の健全な社会生活への対応を図るため、消費者教育を充実するとともに、若者向けの消費生活に関する各種講座を開催し、賢い消費者としての育成を図ります。

第5節 仕事と子育てを両立するための支援

就業と結婚・出産・子育てとの二者択一の状況が指摘される中で、仕事と子育てを両立するため、労働条件の改善や雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を推進します。

また、男性の育児を促すとともに、育児を行う男性労働者が働きやすい職場環境を整えるための取組を促進します。

(1) 仕事と生活の調和の推進

現状と課題

- 就業希望がありながら出産を機に仕事をやめるなど、就業と結婚・出産・子育ての二者択一の状況の解消を図るとともに、仕事と生活の調和を推進するため、労働時間の短縮や育児休業取得の推進など労働条件の改善や、育児を行う労働者が働きやすい職場環境づくりについて、事業主の理解を深める取組が必要です。
- 産後休暇や育児休業終了後の3歳未満児の保育ニーズに対処するとともに、子育て中または子育てが一段落し、就業を希望する女性の就職支援を図る必要があります。
- 男女共同参画についてあらゆる機会を通じて県民意識の高揚を図り、雇用の分野における均等な機会と待遇を確保することが必要です。

施策の方向

- 育児休業の取得や労働時間の短縮など子育てしやすい職場環境の整備や事業主の行動計画の策定について普及啓発を図り、中小企業における取組を促進します。
- 子育て中の女性が安心して働けるよう、3歳未満児を預かる保育所の整備や事業所内保育施設の設置を支援します。また、子育てが一段落した女性の就職支援を図るため、就業を希望する女性の職業訓練を推進します。
- 性別による固定的な役割分担意識や社会慣行を是正するため、県民を対象とした啓発活動を行うとともに、事業主等が自ら先頭に立って男女共同参画を推進してもらう研修など男女共同参画社会の形成に向けた取組を推進します。
- 農業分野において男女が均等な立場で農業経営や社会活動等に参画できるよう、女性の農業経営や社会活動への参画を推進します。

(2) 男性の子育ての促進

現状と課題

- 男性の家事・育児の分担割合が高い家庭では、第2子以降の出産意欲が高く、女性の継続就業割合も高くなっています。男性の家事・育児を促すなど、仕事と子育ての両立を推進する必要があります。

施策の方向

- 男性の育児休業の取得や子育てを行う男性が働きやすい職場環境の整備など男女共同参画の取組について事業主を対象とした普及啓発を行い、特に取組が遅れている中小企業における促進を図ります。
- 男性の子育てを促進するために、男性への子育て情報の提供などにより、普及啓発を図ります。
- 男性の家庭教育における役割の重要性を啓発するため、企業、幼稚園、保育所及びその保護者組織などと連携した父親教育のための取組を推進します。

(3) 企業に対する支援

現状と課題	施策の方向
<ul style="list-style-type: none">○ 中小企業が多い本県では、労働時間の短縮や育児休業取得の推進などの労働条件の改善や子育て中の労働者が働きやすい職場環境づくりについて、取り組みやすくするための支援が求められています。○ 仕事と子育てを両立するため、企業の実情に応じた事業所内保育施設の設置の促進が必要です。	<ul style="list-style-type: none">○ 中小企業の事業主による育児休業や短時間勤務制度などの規定の整備や、子育てを行う労働者が働きやすい職場環境を整えるための取組を促進します。○ 事業所内保育施設の設置等についての制度の普及や、地域の保育所に預けることが困難な医療従事者のための保育施設の設置を促進します。

第6節 支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取組

すべての子どもたちが家族の愛情や地域における温かい支援のもと、大切に育成される社会をつくりあげていくため、家庭内において最も深刻な問題である児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまで総合的な対応を進めるとともに、ひとり親家庭の自立と障害をもつ子どもの社会参加を促進するなど、支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取組を推進します。

(1) 児童虐待の予防と早期発見

現状と課題	施策の方向
<ul style="list-style-type: none">○ 近年、核家族化の進行などによる育児不安や生活上のストレス等により、児童虐待が急増していることから、発生予防と早期発見のための積極的な取組が必要となっています。○ 育児不安などの悩みに対応するため、妊娠時からの出産・子育て支援の相談機能を充実するとともに、支援を必要とする家庭を的確に把握し、きめ細かな援助を実施していくことが求められています。○ 地域の住民や民生・児童委員、保育所や学校等、幅広い関係者（機関）が連携し、虐待から子どもを守る支援体制を確立することが求められています。	<ul style="list-style-type: none">○ 児童虐待問題に対する県民の理解を深めるため、県の各種広報活動を通して啓発を図るとともに、虐待を発見した場合における通告義務の周知に努めます。○ 母と子を対象とした健康相談などの育児等健康支援活動を促進するとともに、市町村が行う訪問体制の整備など母子保健の充実に向けた取組を促進します。○ 乳幼児を持つ家庭にとって負担が大きい出産後間もない時期などに、保健師や子育てOBを派遣する訪問型育児支援を促進します。○ 子育て中の親の育児負担の軽減や孤立化が解消され、安心して子育てに取り組めるよう、気軽に相談ができる地域子育て支援センター等の整備を促進します。○ 乳幼児や児童の身近にいて虐待を早期に発見できる保育所・幼稚園の職員や学校の教職員、民生・児童委員、愛育会会員などが支援のあり方を理解するとともに、適切な対応を行うことができるよう研修会を開催します。○ 児童相談所、市町村、児童家庭支援センター等関係機関の連携強化や市町村における要保護児童対策地域協議会の充実を図り、児童虐待の予防や早期発見、地域における支援の強化を積極的に促進します。

(2) 虐待を受けた児童の迅速・適切な保護

現状と課題

- 緊急保護児童が増加し、児童相談所の一時保護所をはじめ県内の児童養護施設等は、ほぼ満員の状況にあることから、適切な保護のための体制整備が必要となっています。
- 子どもの心の問題（児童虐待や発達障害など）が複雑・困難化し、児童相談所への相談などの件数が増加していますが、医療・相談体制が整備されていないため、専門医療機関における受診待ちが長期化しています。

施策の方向

- 県内の児童養護施設がほぼ満員の状況にあることから、児童養護施設の整備を進めます。
- 虐待を受けた児童への迅速・適切な保護のため、児童を緊急に保護する一時保護所の充実を図ります
- 児童思春期精神科医療の強化拡充を図るとともに、医療・保健・福祉など関係者の資質向上を図り、心に問題を抱えた児童に適切な医療や相談支援を行います。

(3) 社会的養護体制の充実

ア 家庭的養護の推進

現状と課題

- 子どもの個々の状況に応じて、きめ細かなケアを提供するため、里親制度など家庭的な環境の中でケアを行う体制の推進が必要です。
- 里親委託の推進のためには、未委託の登録里親への委託を進めるとともに、新たに登録里親数を増やし、子どもの委託先としての選択肢を増やすことが、重要な課題となっています。
- 委託児童をめぐる困難な問題（被虐待児等の不調、思春期の荒れ等）に関して、里親へのきめ細やかで継続的な支援が必要です。また、支援策の充実と併せ、里親自身の問題解決能力を高めていくことも必要です。
- 社会的養護体制において、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができる里親委託を推進するため、里親制度に対する県民の理解を深めるとともに、里親支援機関等の地域資源を活用する中で、里親を育成し、支える体制の整備を図ることが重要です。

施策の方向

- 里親制度の普及促進や里親への支援策の充実を図るとともに、小規模住居型児童養育事業の普及啓発や促進、円滑な運営のための支援を行います。
- 里親経験者による講演会や里親制度の説明会など里親制度の周知を図ります。また、里親委託等推進委員会の開催を通して里親委託を推進するとともに、最適な里親への委託に努めます。
- 里親援助者の登録や里親からの求めに応じた派遣、里親への相談援助など里親支援の充実を図ります。また、里親研修の充実により里親の資質向上を図ります。
- 里親委託等推進員や里親委託等推進委員会を設置し、里親委託の円滑な推進を図ります。また、地域における地区里親会の取組を促進します。

イ 施設機能の見直し

現状と課題

- 被虐待児童の養育においては、医学的な治療も必要なことが多く、(児童)精神医学あるいは発達行動小児科学との連携が重要です。また、「重大な問題を抱えている子どもたちに対する治療的なかわり」、「これらの子どもたちの生活の安定」を同時に保障するためにも、専門施設において、より個別かつ専門的なケアが必要であるとともに、複雑・多様化する子どもや家庭をめぐる問題に対処するため、施設においても、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応、子どもや家庭に対するきめ細かな支援が重要です。
- 児童養護施設は、施設形態としてはいわゆる大舎制をとる施設が多く、自我が芽生えてくる中・高校生については、生活の質の向上やプライバシーの確保が喫緊の課題となっています。また、職員との個別な関係を重視したきめ細やかなケアを提供するため、家庭的な環境の中で小規模グループによるケアを行う体制の整備が必要です。

施策の方向

- 子ども心の診療、発達障害に関する先進的な医療の実施や子ども心の発達障害に関する相談支援等を実施するとともに、情緒障害児短期治療施設の設置促進や児童養護施設における被虐待児のケアの充実を目的とした施設の小規模化、心理療法室・親子生活訓練室等の整備による多機能化を促進します。
- 老朽化した施設の整備にあわせ、特に中・高校生のプライバシーの確保や小規模なグループでのケアなど入所している子どもたちの成長への配慮等を促進します。

ウ 家庭支援機能の強化

現状と課題

- 児童虐待事例をはじめとする複雑な問題を抱える事例に適切に対応していくためには、関係機関・専門職種との連携強化が不可欠です。各施設の機能を活かした総合的な連携をいかに形成していくかが課題となっています。
- 虐待防止などの問題において、より地域に近い存在としての児童家庭支援センターの役割が期待されています。児童家庭支援センターの総合相談窓口としての機能整備や関係機関との連携による支援体制づくりが必要です。
- 母子生活支援施設においては、DV被害を受けた母子の入所や精神疾患または心身に障害をもつ母親と子どもなど、困難な生活問題に直面している母子の利用が増加しています。入所者の保護から自立支援に向けた関係機関の総合的な取組が必要とされています。

施策の方向

- 児童相談所、市町村、児童家庭支援センター等関係機関の総合的な連携体制の構築を図ります。
- 児童相談所、市町村、児童家庭支援センター等相談機関の役割を整理し、機能的に連携して支援にあたる体制づくりを推進するとともに、研修などを通じた児童家庭支援センター職員の資質の向上、児童家庭支援センターを設置している施設と児童家庭支援センターとの連携強化を促進します。
- 母子生活支援施設と児童相談所、市町村、女性相談所等関係機関との連携体制の構築を図ります。

エ 子どもの権利擁護の強化

現状と課題

- 被措置児童虐待に適切に対応するためには、関係機関の職員が児童虐待への認識を共有し、各機関が組織的に対応することが重要です。
- 現状では、施設や里親の入所児童へのサービス内容について、定期的に評価を行う体制が整備されていないことなどから、第三者評価の受審を促進する必要があります。

施策の方向

- 被措置児童が自らの権利や施設等での必要なルールについて理解できるようにするとともに、外部に開かれた施設づくりを促進します。
- 被措置児童虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに、組織運営体制に関して必要な検証を行うなど、児童に係わる福祉・保健・医療・教育・警察・司法などの関係機関（者）が、それぞれに被措置児童虐待に適切に対応できる体制づくりを促進します。
- 第三者評価による福祉サービスの向上を目指すため、評価基準、評価項目の策定や受審の促進を図るとともに、検証・指導を進めます。

(4) 児童の自立支援

現状と課題

- 社会的養護を必要とする子どもの中には、虐待を受けるなど、よりきめ細かな支援を必要とする子どもが増加しており、こうした子どもたちが直ちに社会的に自立することは困難となっています。
- 里親委託を終了した子どもや児童福祉施設を退所した子どもの自立を促していくためには、生活拠点の確保と就労支援が重要であり、施設退所後の当分の間や求職期間中の生活を支えることが可能な実効のある施設の設置が求められています。
- 虐待を受け、心的外傷を抱える児童が増える中で、自らが親となった時に自分の子どもに虐待を繰り返す世代間連鎖の問題が指摘されていることから、心のケアを充実していくことが必要です。
- 専門家による指導や援助などを通じて、心身の健全な発達を促し、将来、自分が親になったときに良好な家族関係を築けるよう、支援する取組が求められています。
- 施設退所後の児童の自立など、子どもはもとより親も含めた家族への支援が必要です。
- 退所児童には頼れる大人がおらず、問題に直面したとき、行き詰まってしまい、社会から孤立するケースが多く見受けられます。

施策の方向

- 児童養護施設を退所した後の受け皿として重要な児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の制度の内容などの情報提供や事業の周知を図り、自立援助ホームの整備を促進します。
- 子どもの健全な発達を支援していくため、児童相談所の児童精神科医による診察や心のケア、心理療法などを充実します。
- 虐待が発生した家庭において、親子が健全な家庭生活を築いていけるよう、親子養育訓練事業等を推進します。
- 虐待を行った親が自らの行為を振り返り再発を防止できるよう、個別の支援計画を策定しカウンセリングを行うなど、一人ひとりのニーズに応じた支援体制の確立を図ります。
- 入所中における学習指導などの充実、退所後の家庭や職場への訪問指導などにより、家庭の養育力の向上及び児童の自立を図ります。
- 施設を退所した者が、就労や生活に関して気軽に相談できる体制を整備するなど、地域生活を支援します。

(5) ひとり親家庭への支援

現状と課題

- 離婚件数の増加に伴い、ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）が増加しています。特に母子家庭の母は、就業情報や経験の不足などから十分な準備がないまま就業することにより、生計を支えるための十分な収入を得ることができないことが多い状況にあります。
- ひとり親家庭における親の自立促進のため、就業支援や保育サービスの提供等、生活全般にわたる支援を行う必要があります。

施策の方向

- 子育てや生活に関する支援、就労や経済的自立に関する支援など、ひとり親家庭等に対する様々な施策を総合的・計画的に展開するひとり親家庭等自立促進計画を推進します。
- ひとり親家庭における親の経済的な自立を促進するため、母子自立支援員を配置したり、就業・自立支援センターにおける生活実態や職業適性、就業経験などに応じた職業相談や就業情報の収集・提供に努めます。
- 疾病などにより一時的な保育・介護のサービスが必要な場合や日常生活に支障が生じた場合などに、家事援助や保育支援を行う家庭生活支援員を派遣します。
- 就業経験に乏しい母子家庭の母の就業的自立を促すため、職業訓練の場を提供します。
- ひとり親家庭の親子等の健康を保持・増進するため、入院・通院に必要な医療費などに対して助成し、経済的負担の軽減を図ります。
- ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を促進するため、児童扶養手当を支給します。
- 母子家庭等（平成22年8月から父子家庭の父等も支給対象）の生活の安定と経済的自立を支援するため、手当・給付金の支給や必要な資金の貸付を行います。

(6) 障害児等への支援・特別支援教育の充実

現状と課題

- 障害をもつ子どもに対する保育ニーズは高まっており、これに対応した施設整備や保育サービスの提供が求められています。
- 障害をもつ子どもが、地域でいきいきと暮らしていけるよう、地域生活への意識の高まりなどに対応するサービス供給体制の充実が求められます。
- 子どもの心の問題（児童虐待や発達障害など）が複雑・困難化し、児童相談所への相談などの件数が増加していますが、医療相談体制が整備されていないため、専門医療機関における受診待ちが長期化しています。
- 近年、増加傾向にある発達障害に対して、相談・助言をはじめ、早期発見と診断、治療・教育支援、地域生活支援、就労支援等、幼児期から成年に至るまでの支援体制を整備することが求められています。
- ノーマライゼーションの理念が社会に広がる中、障害をもつ子ども一人ひとりのニーズを把握し、必要な支援を行い、自立と社会参加に向けた教育の更なる充実を図ることが必要です。

施策の方向

- 障害をもつ子どもを地域の保育所や幼稚園において受け入れるための体制の整備充実を支援します。
- 放課後児童クラブへの障害をもつ子どもの受け入れを促進することで、放課後の生活の充実を図ります。
- 障害をもつ子どもに通園の場を設け、集団生活への適応訓練などを行う目的で設置される児童デイサービス事業について、設置の促進を図ります。
- 医療的ケアが必要な重症心身障害児（者）の短期入所サービスの確保に努めます。
- 児童思春期精神科医療の強化拡充を行うとともに、医療・保健・福祉など関係者の資質向上を図り、連携して心に問題を抱えた児童に適切な医療や相談支援を行います。
- 発達障害児のための支援方法等を開発し、より身近な市町村においてライフステージに応じた支援体制を構築します。
- 障害に対応した豊かな学びの場を提供するとともに、児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援します。
- 障害をもつすべての子ども一人ひとりのニーズに応じた適切な教育を実施するため、教職員の専門性の向上を図り、保健・福祉・労働等の関係機関との連携の強化を図るとともに、障害をもつ人と障害をもたない人との相互理解を促進するため、特別支援学校と小・中・高等学校及び地域の方々との交流活動を充実します。

第7節 子育てを安全・安心にできる環境づくり

妊婦や乳幼児を連れた人の安全を確保し安心して生活できるように、歩道のフラット化や公共施設や公共交通機関などのバリアフリー化を図り、子育てにやさしい環境づくりを推進します。

また、地域や学校における安全活動など地域ぐるみの防犯活動を支援し、安全・安心なまちづくりを推進するとともに、子どもの交通安全のための普及啓発及び交通安全教育を推進します。

(1) 子育てにやさしい環境づくり

現状と課題

- 子育てにやさしい環境づくりは、子育て家庭だけでなく、社会全体が温かい目で見守る取組が必要です。
- 妊婦や乳幼児を連れた人が、外出しやすい環境づくりが必要であり、公共施設や公共交通機関などを快適に利用できる環境の整備が求められています。
- 子育て家庭から、子育てに配慮し、ゆったりとした居住環境を持つ公営住宅等の整備が求められています。

施策の方向

- 子育てにやさしい環境づくりに対する県民の認識や理解を深めていくための啓発活動に取り組みます。
- 妊婦や乳幼児を連れた人が、公共施設や公共交通機関などを快適に利用できるバリアフリー化を推進するため、事業者や管理者と連携した取組を推進します。
- 市町村が行う身近な公園の整備を啓発します。
- 公営住宅の整備については、子育てに配慮した居住環境の確保や、多子世帯などの優先入居を推進します。

(2) 安全・安心なまちづくり推進体制の整備

現状と課題

- 本県の刑法犯認知件数は、平成14年をピークに6年連続して減少していますが、近年の社会経済情勢の変化などにより、窃盗犯等の増加が見られます。これらの犯罪の未然防止のため、地域ぐるみで防犯活動を推進し、安全・安心なまちづくりを進める必要があります。
- 地域における連帯感の希薄化が進むとともに、コミュニティ活動も次第に活力を失いつつあり、地域社会がかつて持っていた「人の目」による犯罪抑止機能も低下してきていることから、地域における関係団体等の連携した取組が必要です。
- 通学路における児童生徒を狙った犯罪が後を断たないことなどから、学校内での凶悪犯罪を想定し、学校が家庭や地域の関係団体と連携した安全管理に対する取組を継続的に行う必要があります。

施策の方向

- 安全が確保され、安心して暮らすことができるまちづくりを総合的に推進するため安全・安心なまちづくり推進会議等の開催や安全・安心なまちづくりのための普及啓発を図ります。
- 子どもが危険な目に遭ったときの緊急避難場所である「子ども110番の家」等の設置の促進や、地域ぐるみで子どもを犯罪から守るため、犯罪に関する情報提供や自治会・PTA・防犯ボランティアなどが連携した取組を推進します。
- 学校、家庭、地域が連携し、子どもの犯罪被害を防止するために、子どもの地域安全マップの作成支援、スクールガードの養成、学校独自の安全管理に関するマニュアルの作成とそれを活用した定期的な訓練の実施など、学校における安全対策を推進します。

(3) 交通安全の推進

現状と課題	施策の方向
<ul style="list-style-type: none">○ 交通安全思想の普及・啓発や体系的な交通安全教育の実施、道路交通環境の整備などにより、交通安全をなお一層推進する必要があります。	<ul style="list-style-type: none">○ 交通安全思想の普及啓発を図るため、関係機関や団体で構成する推進協議会により、各種交通安全運動などの実施や子どもへの交通安全教育などを総合的に推進します。○ 安全意識の普及啓発を図るため、子どもの年齢や発達段階に応じた印象に残る交通安全教育を推進します。○ 交通事故を防止するための防護柵や道路照明など、歩行者や自転車の安全性を確保するための交通安全施設の整備を進めます。